

「なぜ今、“子育て”か ～「親学」を考える～」

平成 19 年 6 月 15 日 吉敷公民館担当：山口敏昭

I 民間教育臨調の提言書『家庭教育の再生』

- ・ 「『日本の教育改革』有識者懇談会」（略称：民間教育臨調）の抜本的な教育改革案・家庭教育編。子供の人格形成に重要な役割を果たす家庭教育についての指針を提示。
- ・ 『家庭教育の再生』（学事出版、平成 17 年 9 月）の構成
 - 第 1 章 総論 家庭教育の必要性
 - 第 2 章 子供の心身の発達における母性の重要性
 - 第 3 章 子供の心の発達における父性の重要性
 - 第 4 章 家庭における情操教育・宗教教育・性教育
 - 第 5 章 家庭における知的教育・教養教育
 - 第 6 章 他の教育主体との連携
 - 第 7 章 健全な家庭教育を支援する体制**
 - 第 8 章 健全な家庭教育を支える労働政策・福祉政策
 - 第 9 章 現行家庭科教科書の問題点
 - 第 10 章 家庭教育と法律

II 第 7 章・健全な家庭教育を支援する体制（担当：山口）より

- ・ はじめに ～家庭教育が教育の出発点～

平成 8 年 7 月、文部省の諮問機関である中央教育審議会は『二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について』第一次答申で、家庭教育が「すべての教育の出発点」と位置付け、支援策として①家庭教育に関する学習機会の充実、②子育て支援ネットワークづくりの推進などを提言。平成 14 年 7 月には、「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」が報告書『「社会の宝」として子どもを育てよう！』をまとめ、「家庭における子育てや教育を社会全体で応援し、支えていく」ことを基本的な方策として打ち出す。
- ・ 「社会の宝」とは！？……「子育ての外注化」「親の子育て“放棄”支援」策？？
- ・ 子育て学習への支援と機会提供

家庭の教育力の低下は、親が親になるための学習をする機会が失われてきた結果でもある。大家族であれば自然に子育てを見聞きできたが、核家族化した今は、乳児に触れたことが無いまま親になる場合も。そこで、結婚前後→出産前後→子供の幼児期・思春期、など家族の成長段階に合わせて親の役割や責任を学ぶ機会を提供することが必要。

・ **〈まず乳幼児を持つ母親の支援を〉**

青少年期になって表れる問題行動の多くは、乳幼児期の安定した成育環境、とりわけ母親との深い絆によって抑制されることが脳科学の研究によっても解明されてきた。一方で、赤ん坊の欲求が読み取れない、子供に愛情を注げない、子育てのストレスに耐えられない、ひいては幼児虐待など、乳幼児を持つ母親達は多くの問題を抱えている。乳幼児期の子供が、すべてを母親に頼って生きていることを考えれば、母親の受け入れ態勢の支援にこそ力を入れるべきことが分かる。

1、母性回復のための方策

母親としての自覚や子供への愛情や欲求を読み取る力は、母乳育児やスキンシップなど積極的に子供と関わることによって発現されていくと言われている。妊娠、出産、育児のプロセスの中に、母性を発揮させる様々なスイッチが用意されているから。

出産というプロセスが、生物としての母親を確立するのに果たす役割は大きい。骨盤の変化、陣痛、分娩、子宮の収縮、母乳の潮来と授乳等々、出産前後のほんの数日に起きる劇的な変化に母親自身が向き合い、出産の達成感につなげていくことで、母親としての基本的な資質が無理なく獲得できる。自分の意思とは無関係にやってくる自然なからだの変化を感じ取り、受け入れることからすでに育児は始まっている。

また、産褥期の母親と新生児は様々な影響を受けやすい。出産後の母子分離等がその後の母子の体質や心の状態をも左右する遠因となる。母親が、安心して妊娠・出産・子育てできるように物心両面で支える必要がある。

①ソフロロジー式分娩…本来、精神的、肉体的訓練によって心身の安定を得る方法。

陣痛、出産を自ら肯定的に受け入れるために産前トレーニングが行われる。陣痛を、母親が出産を行う過程で最も必要なエネルギーとして捉えるのが特徴。

②LDRシステム…「LABOR＝陣痛」「DELIVERY＝分娩」「RECOVERY＝回復」の頭文字を取ったもので、陣痛室・分娩室・回復室が一体となり、より自宅に近い雰囲気づくりがなされた部屋での出産をいう。

③カンガルーケア…カンガルーがお腹の袋に赤ちゃんを入れて育てるように、乳児をおむつをつけただけの裸でお母さんの裸の胸に抱っこして育てる方法。最初は未熟児を無事に育てる育児法として開発されたが、最近では母子のコミュニケーション方法や母親の母性を育てる意味で注目されている。

母子のスキンシップは重要で、問題行動に走った少年への対処として抱っこすることを基本にした「ダッコ療法」が効果的なことは良く知られており、「カンガルーケア」もその乳児版と言える。また、障害をもった乳幼児へのスキンシップによって障害がなくなったり、症状が軽くなることが報告されている。

2、ユニセフ・WHO「母乳育児成功のための十カ条」の普及と推進

母親は子供を産んだ瞬間から母性を備えているのではなく、必要に応じて母性が発揮されるシステムを備えている。そのシステムを発動させるための仕掛けとして、母乳育児の推進は大きな効果を期待できる。

ユニセフと WHO は、一九八九年に「母乳育児の保護、促進そして支援一産科施設の特別な役割」と題して、全世界の産科施設に対して「母乳育児を成功させるための十カ条」を守るように勧告を出している。

その内容は、「すべての医療従事者に母乳育児をするために必要な知識と技術を教えること」「母親が出産後三十分以内に母乳を飲ませられるように援助すること」「医学的に必要性がないのに、母乳以外のもの、水分、糖水、人工乳を与えないこと」「赤ちゃんが一日中、二十四時間一緒にいられるように母子同室にすること」「赤ちゃんが欲しがる時に、いつでも母親が母乳を飲ませられるようにすること」などだ。

母乳を吸う・吸われる関係は、母子に大きな心理的満足を与える。とりわけ「頻回授乳」は、頻繁に乳首に加えられた吸綴（きゅうてつ）刺激が、プロラクチン、オキシトシンというホルモンを大量に分泌されて、豊富に母乳を分泌させることができるとともに、母性中枢へのスイッチを入れるという効果も発揮する。母親の乳首を吸うことによって赤ちゃんは母親から豊かな母乳を受け取り、一方で母親から母性を引き出すという相互作用が母子の絆をより確かなものにしていくことが期待できる。

・ 〈注目される「親教育プログラム」〉

本来人間に備わっている母性や父性を引き出すためにも、適切な「学習」ができ、体験できるまでの支援が行政としても必要な時代になっている。すでにアメリカやカナダ、ニュージーランドなど多くの国で、親として子育てを「学ぶ」ための様々な施設や機会が設けられ、個別訪問の対応をしているところもある。

- ①「**ノーバディズ・パーフェクト・カナダ**」……カナダ全州で展開されている実践的プログラムで、少人数で親同士が互いの知識や経験を基に、相互学習していく参加者全員による体験型学習プログラム。十分な教育を受けていない親にもわかりやすい構成で、「ファシリテーター」という援助者によってスムーズな運営が図られる。
- ②「**教師としての親**」(Parents as Teachers、PATプログラム)……米国ミズーリで開発されたプログラムで、現在は全米五十州、英国、ニュージーランド、オーストラリア、西インド諸島など世界の三千カ所で購入され、展開。戸別訪問プログラムや仕事を持つ母親に対するプログラムなど、状況に応じたきめ細やかな内容が特徴。
- ③**プレイセンター**……ニュージーランドでは、保育所、幼稚園と同等の第三の施設として「プレイセンター」で、親たちが学びつつ教育を行い運営している。「子育てからの解放」ではなく、子育てを楽しみながら「家族と一緒に成長する (Families growing together)」ことを目指す。「親学」のモデルの一つと言われる。

III 最近の「親学」等に関わる動き（政治を中心に）

1. 教育基本法の改正（平成 18 年より＝新設）

- ・（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

- ・（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものである、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- ・（幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

- ・（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

2. 教育再生会議第 1 次報告（平成 19 年 1 月 24 日）

〈7つの提言〉

- a. 3. すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する……「教育委員会、自治体及び関係機関は、これから親になる全ての人たちや乳幼児期の子供を持つ保護者に、親として必要な『親学』を学ぶ機会を提供する」
- b. 7. 「社会総がかり」で子供の教育にあたる……（1）家庭は教育の原点。保護者が率先し、子供にしっかりしつけをする（2）地域社会の対応－学校を開放し、地域全体で子供を育てる－（放課後子どもプランの全国展開）（3）企業も「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」を実現し、教育に参画する（4）有害情報から子供を守る

〈今後の検討課題〉

- ・ 「家庭における生活習慣の改善や、乳幼児期の子供の親やこれから親になろうとする人が育児について学ぶ『親学』や親を支援する諸制度の充実などの方策」

3. 教育再生会議第2次報告（平成19年6月1日）

〈Ⅱ. 心と体―調和の取れた人間形成を目指す〉

- ・ **提言1** 全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる【徳育を教科化】
- ・ **提言2** 様々な体験活動を通じ、子供たちの社会性、感性を養い、視野を広げる【全ての子供に自然体験（小学校で1週間）、社会体験（中学校で1週間）、奉仕活動（高等学校で必修化）を】
- ・ **提言3** 親の学びと子育てを応援する社会へ【学校と家庭、地域の協力による徳育推進、家庭教育支援や育児相談の充実、科学的知見の積極的な情報提供、幼児教育の充実、有害情報対策】○子供たちの規範意識や「早寝早起き朝ごはん」などの生活習慣については、学校と家庭、地域が協力して身につけさせる。また、挨拶やしつけ、礼儀作法についても、子供の年齢や発達段階に応じ、学校と家庭が連携して子供に身につけさせる。○国、地方自治体は、父親の子育て参加への支援、訪問型の家庭教育支援や育児相談など、保護者を支援する施策を充実する。また、PTAの会合、家庭教育学級や妊婦健診、子供の健診等保護者の多く集まる機会を活用した親の学び、子育て講座、親子が学び遊べる場を拡充する。○中学校・高等学校の家庭科などにおいて、生命や家族の大切さ、子育ての意義・楽しさを理解する機会を拡充する。○国は、脳科学や社会科学などの科学的知見と教育に関する調査研究などを推進し、そこで得られた知見の積極的な普及啓発を図り、今後の子育て支援に活用する。※子育てにかかわる科学的知見の例については、別添参照○国、学校は、有害情報から子供たちを守るため、保護者に対して、携帯電話やインターネットのフィルタリング装着やテレビの有害情報防止に向けた啓発活動を推進する。
- ・ **提言4** 地域ぐるみの教育再生に向けた拠点をつくる【「放課後子どもプラン」の全国での完全実施、学校運営協議会の指定促進】
- ・ **提言5** 社会総がかりでの教育再生のためのネットワークをつくる【校長、教育委員会の意識改革、コーディネーターの養成・確保】
- ・ (別添) 子育てにかかわる科学的知見の例
 - 「乳幼児のテレビなどメディアとの接触においては慎重であるべき」「大人は子どもとのコミュニケーションを充実させる必要があり、特に聞き上手で、褒めることを心がける必要」「朝食をきちんと食べる習慣を身につけさせよう」（日本学術会議の特別委員会の報告）
 - 「情動は、生まれてから5歳くらいまでにその原型が形成されると考えられるため、子どもの情動の健全な発達のためには乳幼児教育が重要」（文部科学省の検討会の報告）
 - 「2歳以下の子どもには、テレビ・ビデオを長時間見せないようにしましょう」「乳幼児にテレビ・ビデオを一人で見せないようにしましょう」（日本小児科学会の委員会の報告）

4. 「骨太の方針 2007」の原案（平成 19 年 6 月 12 日、経済財政諮問会議）

- ・第 4 章 持続的で安心できる社会の実現 2. 教育再生……「教育再生は、最優先の課題として取り組まなければならない」「真に必要な予算を確保し、教育に携わる者の意識改革を行うことによって、『教育新時代』は開かれる」

5. 平成 19 年度「家族・地域のきずなを再生する国民運動」

- ・平成 19 年 6 月 12 日、内閣府特命担当大臣決定
- ・実施時期：家族・地域のきずなの重要性について、集中的に訴えかけるため、以下のとおり、「家族の日」及び「家族の週間」を定める。
 - (1) 家族の日……平成 19 年 11 月の第 3 日曜日(11 月 18 日)
 - (2) 家族の週間……平成 19 年 11 月 11 日(日)から 24 日(土)まで

↑

〈少子化社会対策大綱（平成 16 年 6 月）〉

- 2 少子化の流れを変えるための 3 つの視点 (3) 子育ての新たな支え合いと連帯
一 家族のきずなと地域のきずな—『生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく。』……「家庭において夫婦が子育ての喜びを共有することで、親から子へ子育ての喜びや楽しさが伝えられることにもつながる」「学校教育や地域社会など様々な社会とのかかわりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次代に伝えはぐくんでいくことや、家庭を築くことの大切さの理解を深めることが求められている」

〈新しい少子化対策について（平成 18 年 6 月 20 日、少子化社会対策会議決定）

- 1 新たな少子化対策の視点 (1) 社会全体の意識改革……「総合的な少子化対策を進める上で、生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さが理解されることが重要である」「国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組むことが重要である」
- 3 国民運動の推進 (1) 家族・地域の絆を再生する国民運動……①「家族の日」や「家族の週間」の制定②家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催 (2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動……① マタニティマークの広報・普及②有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供③生命や家族の大切さについての理解の促進

6. 親学推進協会 (<http://www oyagaku.org/>)

- ・会長＝木村治美（共立女子大学名誉教授）、理事長＝高橋史朗（明星大学教授）
- ・2005（平成 17）年 9 月 10 日、「PHP 教育政策研究会」は、「活力ある教育の再生を目指して一学校・教師・親・教育委員会を元気にする提言一」を発表。同年 12 月、具体化の第一歩として「PHP 親学研究会」が発足、60 時間を超える議論を経て『「親学」の教科書』『親学アドバイザーの手引き』（親学講座で使用するテキスト）が完成。

〈『親学の教科書』一親が育つ 子どもが育つ〉抜粋

- ・子どもが生まれたときに、「親」という存在もまた誕生。子どもの人生がはじまると同時に、「親」としての人生を歩みはじめる。親もまた、親としての経験を積み重ねて、子どもとともに育っていく。その意味では、子育ては「親育て」。
- ・**親学の必要性＝１．子どもの心の問題……①自慢ができない②コミュニケーション能力が乏しい③無気力、無責任、２．生活習慣の乱れ、３．親の教育力の低下▼子どもが問題につきあたったときに、対処の仕方がわからない親▼子育てにストレスを感じる親▼威厳のない友だちのような親▼親としての自信がない親、４．家庭と地域の役割の低下**
- ・**親学の理念……**「人間の本性にもとづいて、親が子を導き育て、子は親を見て成長するといった親子の絆の根底に立ち、親としての責任を果たし、人間としての人格の完成を目指す」。その一番大切なものは「親子の愛の絆」。
- ・**親学の基本的な考え方……①教育の原点は家庭にあり、親は人生の最初の教師として、**教育の第一義的責任を負うことを深く自覚する、②胎児期・乳児期・幼児期・児童期・思春期という子どもの発達段階に応じ、家庭教育で配慮すべき重点は異なる（「しっかり抱いて、そっとおろして、歩かせる」）、③母性と父性の役割を明確にする（男女の特性をそれぞれ活かし、お互いが補いあいながら、共同で子どもの心と体の成長をつちかっっていく）
- ・**親学の目指すもの……１．子どもの心の育成**（「親の成長を通して子どもの心を育てること」）、**２．親の成長**（「親自身が変わり、成長しなければならない」「主体変容」「教育は共育」）、**３．父親の子育て参加**
- ・**親学の実践……１．親自身が成長するために** ①まず、現在の自分を肯定する②客観的に自分を見直す（人生観、社会観、人間観、幸福観）③健康的な生活を送る④自らを磨く（心、知性、感性、社会性）、**２．子どもの人間性をはぐくむために** ①子どもにもっと関心をもつ②子どもとのかかわり方③他者とともに生きる力を養う（共感性、社会性、抑制力、自己効力感）、**３．愛のある家庭をつくるために** ①家族との絆と愛をはぐくむ（愛とは受け止めること、愛を伝えるために）②心のぬくもりを伝えあう（家族の中で感謝しあう、思いやりの心をもつ、助けあう習慣をつける、家族のルーツ・先祖を大切にすること）③ルールを築き守る（わが家の家訓をもつ）④食育を大事にする（「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ、食事中はテレビを消す、箸を正しくもつ）⑤睡眠をきちんととる⑥５Ｓ（整理、整頓、清掃、しつけ）を大事に⑦あいさつができる家庭をつくる
- ・今後、『親学』の教科書をテキストに、「親学講座」や「親学アドバイス養成講座」「親学勉強会」を全国で開催。
- ・『親学』の推進によって、親としての自覚を促し、親心を育てる『親育ち』を支援することは、改正教育基本法第 10 条 2 項に明記された国と地方公共団体の責務である」（平成 19 年 5 月 9 日付産経新聞「解答乱麻」での高橋理事長の記事）

8.〈天録時評〉社会に広めたい「子育て四訓」

◆「乳児はしっかり肌を離すな」

胎児期には、文字通り母子はヘソの緒で繋がり、羊水の中で守られている。それが、出生によって赤ちゃんは外界にさらされ、不安になる。その心の安定を保つためにも、しっかりと肌と肌を触れ合わせることが大切だ。サルの子育てで言えば「抱いてちょうだい」の時期である。

とりわけ、人間は、他のほ乳類と違って、生まれて一年間はほとんど受け身の状態である。二足歩行ができるまでは、`母親の胸は子宮の延長、`であり、しっかりと抱かれることによって、赤ちゃんは「守られている」「かわいがられている」と無意識のうちに感じ信頼し安心する。それが、愛情や信頼、情緒的安定、他人を思いやる心など、人間形成の基盤になる。であればこそ乳児期の親子の接触は、社会的にも支援・応援していく必要がある。とりわけ、母乳育児の奨励支援は、親子のよりよき関係づくりには極めて重要と言える。

◆「幼児は肌を離せ手を離すな」

幼児は乳離れをするが、一気に離すのではなく、常に親がそばにすることで、「心配しなくても良いよ」という安心感を与えることが大切だ。サルの子育てで言えば「下ろしてちょうだい」の時期だ。ちょっと周囲への関心やいろんなものに目が向いていき、自立させるための第一段階だ。自立に目覚める幼児期は、完全な保護から社会に向けて一歩踏み出す時期といえる。

昨今、子育ては苦痛なもの、苦しみを伴うものという感覚を植え付けすぎ、安易に生きることが奨励されすぎてはいないだろうか。本当の生きる喜びとは、親子の絆を大切にし、温かい家庭をつくり、その延長として健全な社会を形成していく、そうした家庭の社会的な意義についても力説すべきである。

◆「少年は手を離せ目を離すな」

少年は、友達との付き合いによって社会性が育つ時なので、活動範囲を広げてあげること。ただし、いろんな危険があるので、目を離してはいけない。猿の子育てでいえば「一人にしてちょうだい」という時期である。

この時期、子供が親に反抗したり、非行や問題行動に走ったり、いろんなことで苦しい思いをするかもしれないが、それは成長の過程である。親として子供に向き合って、共に成長することを心掛けるべきだ。子供の荒れの背景には、親や友人に「こちらを向いて欲しい」というメッセージであることが多いのだ。

◆「青年は目を離せ心を離すな」

青年期にまでなると、完全に自立していくために、自分なりの生き甲斐、進路を歩んでいく時であるが、気持ちの上では、心を離してはいけないということ。

＝重点推進項目＝

- ・子供の心身の健全な育成のために、まずは「母乳育児」と「母子同室」の推進を！！